

資料

No. 2 - 3

財政運営関係資料

失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度 決算(見込)	22年度 予算	23年度 要求
収 入	17,797	18,593	18,414	19,423	17,397	17,317	16,239	23,830	25,886	25,321	25,377	28,978	28,764	22,214	22,896	20,508	22,258	21,351
支 出	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	27,806	26,660	27,275	26,820	21,321	17,416	16,972	15,261	14,917	15,907	22,481	29,459	24,822
差 引 剰 余	▲ 199	▲ 1,628	▲ 2,944	▲ 3,780	▲ 9,621	▲ 10,489	▲ 10,421	▲ 3,445	▲ 934	4,000	7,962	12,006	13,503	7,297	6,989	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 3,471
積立金残高	47,328	45,699	42,755	38,975	29,354	18,865	8,443	4,998	4,064	8,064	16,026	28,032	41,535	48,832	55,821	53,870	42,269	37,798

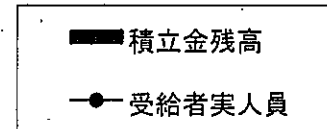
(注) 1. 22年度及び23年度の予算の「支出」には、予備費(22' 1,390億円、23' 1,120億円)が計上されている。

2. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき額が含まれている。

3. 22年度予算及び23年度要求の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額としてそれぞれ4,400億円、1,000億円が減額されている。

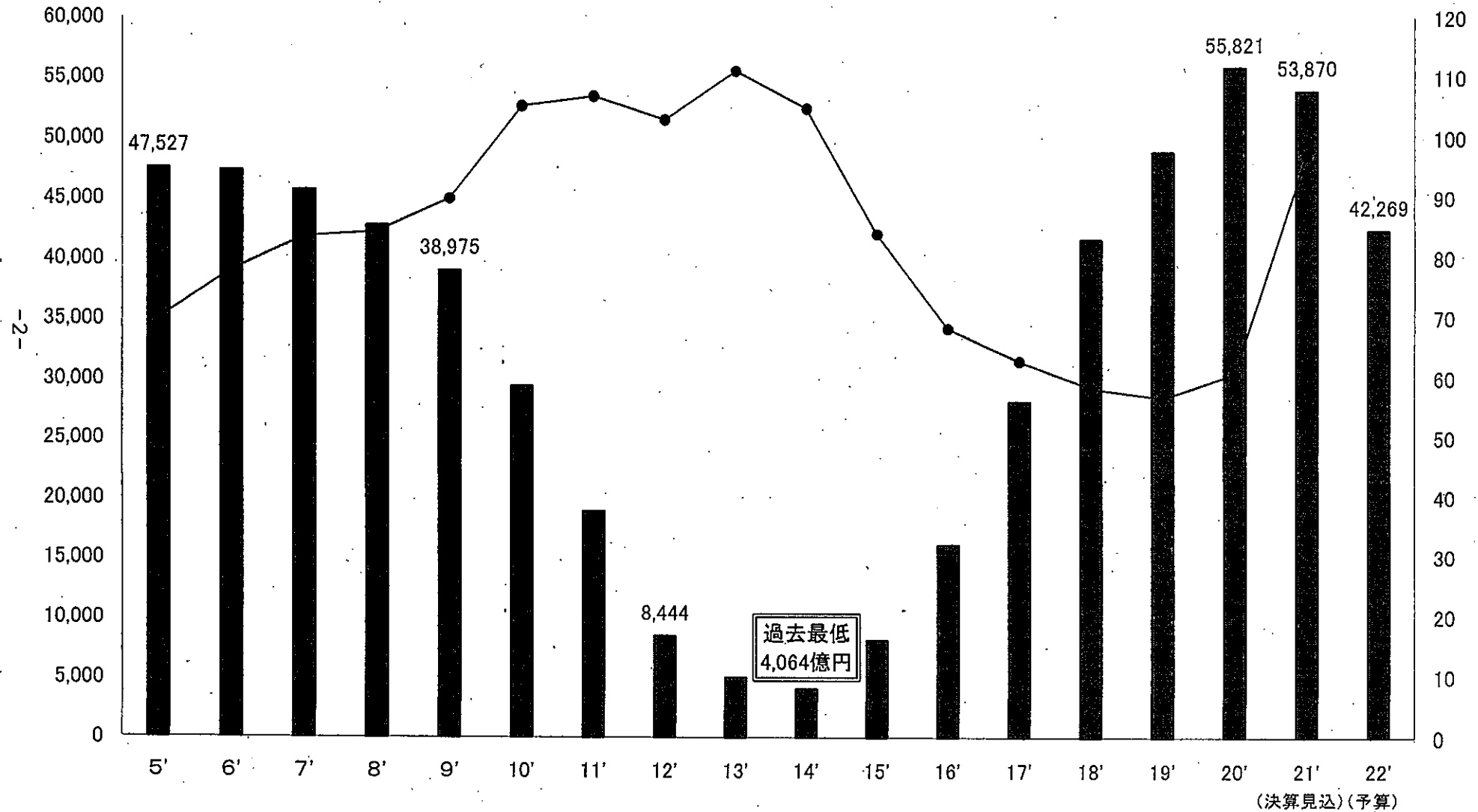
4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

積立金残高と受給者実人員の推移



積立金(億円)

実人員(万人)



雇 用 保 険 二 事 業 関 係 収 支 状 況

(単位：億円、%)

	19年度		20年度		21年度		22年度	23年度
	予算	決算	補正後予算	決算	補正後予算	決算見込	予算	要求
収 入	4,861	5,168	5,184	5,230	5,199	5,022	10,039	6,627
(うち積立金からの借入)		—		—	—	—	(4,400)	(1,000)
支 出	3,563	3,195 (89.7)	5,962	5,649 (94.8)	11,992	10,235 (85.3)	12,350	8,849
差 引 剩 余	1,298	1,972	▲ 778	▲ 419	▲ 6,793	▲ 5,212	▲ 2,311	▲ 2,222
安 定 資 金 残 高	10,004	10,679	9,900	10,260	3,467	5,048	2,736	514

- (注) 1. 22年度の予算及び23年度要求の「支出」には、予備費(22' 予算：690億円、23' 要求：450億円)が計上されている。
2. 22年度予算及び23年度要求の「収入」には、特別措置による積立金からの受入額としてそれぞれ4,400億円、1,000億円が含まれている。
3. 19年度、20年度及び21年度決算の「支出」の()内は、それぞれ予算に対する執行率である。
4. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

支出のうち雇用調整助成金の予算額

22年度	23年度
7,257	4,220

雇用保険法の一部を改正する法律の概要【補正予算関連】

雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度における国庫負担として3500億円を追加する措置を講ずるとともに、平成23年度以降について国庫負担を本則(1/4)に戻す旨を規定する。

国庫負担の特例措置

- 当面の雇用保険制度の安定的運営を確保するため、21年度における求職者給付及び雇用継続給付の国庫負担として、21年度補正予算で3500億円の一般財源を投入
- 雇用保険の国庫負担については、22年度中に検討し、23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

<参考>

- 失業等給付に係る国庫負担割合は、平成19年度から、暫定措置として、法律の本則(1/4)の55%(13.75%)とされているところ。
- 現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(12月8日閣議決定)において、
 - ・ 雇用調整助成金の要件緩和にあわせ、平成22年度からの失業等給付に係る国庫負担の引き上げについては、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度第2次補正予算において対応する。
 - ・ 平成23年度以降については、平成23年度予算編成過程において検討し、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則(1/4)に戻す。これを雇用保険法の改正に盛り込む。とされたところ。

施行日：公布の日(平成22年2月3日公布)